給与支払報告書の提出には

個人事業主の方の本人確認が必要です。

マイナンバー制度の導入に伴い、個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際は、個人事業主の方の「本人確認」をさせていただきます。「本人確認」は「番号確認」と「身元確認」に分かれており、それぞれ必要な書類の組み合わせは次のとおりです。

■番号確認・・・正しい個人番号であることの確認

■身元確認・・・申告者または代理人が個人番号の正しい持ち主であることの確認

(1) 個人事業主ご本人が窓口で提出される場合

①番号確認	②身元確認	
次のいずれか 1 点を確認	◆次のものは、いずれか 1 点を確認	
・マイナンバー(個人番号)カード	マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、身体障害者	
・個人番号通知カード	手帳、在留カード、パスポート等	
・個人番号の記載のある住民票の写し	◆次のものは、いずれか2点を確認	
※通知カードは、記載内容に変更がない場合に限り、番号	公的医療保険の被保険者証、年金手帳 等	
確認書類として利用できます。		

※<u>郵送で提出される場合は、①番号確認及び②身元確認ができる書類(書類の要件は窓口の場合と同</u>様です。)の写しを給与支払報告書と一緒に郵送してください。

※提出していただいた書類については、確認後、町で破棄させていただきます。

(2) 代理人が個人事業主の給与支払報告書を窓口で提出される場合

①個人事業主の番号確認	②代理人の身元確認	③代理権の確認
次のいずれか 1 点を確認(写し可)	◆税理士の場合:税理士証票	◆税理士の場合:税務代理権限
・マイナンバー(個人番号)カード	◆代理人が税理士以外の場合:	証書
・個人番号通知カード	次のものは、いずれか1点で確認	◆法定代理人の場合:戸籍謄本
・個人番号の記載のある住民票の写し	マイナンバー(個人番号)カード、運転免	その他その資格を証明する書類
※通知カードは、記載内容に変更がない	許証、身体障害者手帳、在留カード、パス	◆法定代理人以外の場合(税理
場合に限り、番号確認書類として利用で	ポート等	士を除く): 委任状
きます。	次のものは、いずれか2点で確認	
	公的医療保険の被保険者証、年金手帳等	

※<u>郵送で提出される場合は、①個人事業主の番号確認、②代理人の身元確認、③代理権の確認、以上の3点が確認できる書類(書類の要件は窓口の場合と同様です。)を給与支払報告書と一緒に郵送して</u>ください(①②は写し、③は原本を同封してください)。

※提出していただいた書類については、確認後、町で破棄させていただきます。

(3) eLTAX (エルタックス) で給与支払報告書を提出される場合

※eLTAX で提出される場合は確認書類の添付は不要です。

番号確認、身元確認へのご協力をお願いいたします。

問合せ先 紀北町役場 税務課課税係

電話:0597-46-3118